

ひとり親世帯に臨時特別給付金

国は予備費を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、ひとり親家庭等に対して、臨時特別給付金を再支給することを決めました。これを受けて市は年内に支給するとして14日に補正予算を緊急提案し、全会一致で採択されました。

内容は、次の通りです。

(1) 対象者

以下のいずれかに該当し、令和2年12月11日時点で、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けている人

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受給していない人で、ひとり親世帯臨時特別給付金の算定における収入基準額を下回る人
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった人

※②③については、同日時点で給付金の申請を行っていない人も対象とし、申請期限は令和3年2月28日までとする。

上越保健所管内感染者発生状況

(12月11日現在)

PCR検査実施件数 3,186件(前週+182)
 感染者患者数 25人(上越市内21人)
 陽性率 0.78%

日本共産党上越市議員団ニュース

No.687 2020年12月20日

連 橋爪 法一 090-5392-1961(吉川区代石)
 絡 上野 公悦 090-7260-9407(頸城区中柳町)
 先 平良木 哲也 090-1808-6919(上中田(金谷区))

(2) 支給額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

(3) 支給時期

令和2年12月21日(月)支給予定



提案を受けて、総括質疑に立った上野議員は、「年末を控えて、日程は極めてタイトである。周知や手続、

給付までのスケジュールはどうなっているか」とただし、確実な支給を求めました。

委員会審議では、厚生常任委員会で平良木議員が、「特に上記③の対象者について、漏れ落ちのないように確実に周知し、丁寧に対応すること」を求めました。

丁寧な説明求める請願を不採択!

公の施設の「適正配置」計画の策定が進められていますが、その過程では市民の意見の聴取や説明が丁寧ではないとの声があり、市民団体「住民自治を進める会」から、「市民の納得を得る説明努力を尽くすことを求める」請願が出されています。

採決にあたり、市民クラブの牧田議員が賛成討論を行い、「現存施設の多くは、それぞれが地域の拠点であったり、交流の場・生涯

教育の場・地域コミュニティの場であるなど、市民の暮らしに大きく影響する施設。市民の納得を得る努力を尽くすことを求めることは当然」と述べました。

ところが、多くの議員は「請願書の文言に誤りがある。行政は丁寧にやっている」などとして採択に反対し、賛成は日本共産党議員団と市民クラブなど6名にとどまって不採択となりました。

介護保険制度の改悪許せない

12月議会が閉会 平良木議員が関連予算で反対討論



12月議会は、18日の最終日に討論や採決を行ったほか、追加提案された「ひとり親世帯への特別給付金支給」議案を採決して閉幕しました。

議案への討論では、一般会計と介護保険特別会計の補正予算案で、「介護保険制度の改悪は許せない」という立場で、平良木議員が次の討論を行いました。

日本共産党議員団の平良木哲也です。議員団を代表して、一般会計と介護保険特別会計の補正予算について、反対の立場で討論を行います。

これらはいずれも明年4月施行の介護保険制度の改正に伴う報酬改定等に対応するための

「総合事業」は、提供されるサービスの種類や量もそれぞれ異なるため、要支援者向けのサービスを利用している人が、介護認定を受けても引き続きサービスを受けられるように柔軟に対応するためなどとしています。

しかし、こうした対応は、サービスを総合事業に留めておくことを可能にするものであり、要介護者の保険給付外しの突破口にもなりかねない重大な変更です。

そもそも、要支援者向けの「総合事業」は、提供されるサービスの種類や量もそれぞれ異なるため、要支援者向けのサービスを利用している人が、介護認定を受けても引き続きサービスを受けられるように柔軟に対応するためなどとしています。

説明では、これまで総合事業のサービスを利用していた人が、介護認定を受けても引き続きサービスを受けられるように柔軟に対応するためなどとしています。

今回の改正施行規則では、今のところいくつかの条件が付いており、要介護の人をすぐに総合事業の対象にするというものではないようです。

今回の保険制度の改定は、10月に厚生労働省が発表した「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」によるもので、市による「総合事業」の対象を、これまでの要支援の人だけでなく、条件付きながら要介護の人にも拡大するというものです。

対して、介護保険給付では、決まったサービスが保障されます。そこで、介護サービスはあくまでも介護保険給付とすべきです。

今回の動きがこうした改悪の突破口になりかねません。このように重大な問題をはらんでいる制度改正を前提としていることから、今回のシステム改修に関する予算の補正を認めることはできません。

今回の改正施行規則は、一般会計と介護保険特別会計の補正予算案で、「介護保険制度の改悪は許せない」という立場で、平良木議員が次の討論を行いました。

日本共産党議員団の平良木哲也です。議員団を代表して、一般会計と介護保険特別会計の補正予算について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正施行規則は、一般会計と介護保険特別会計の補正予算案で、「介護保険制度の改悪は許せない」という立場で、平良木議員が次の討論を行いました。

日本共産党議員団の平良木哲也です。議員団を代表して、一般会計と介護保険特別会計の補正予算について、反対の立場で討論を行います。

今回の改正施行規則は、一般会計と介護保険特別会計の補正予算案で、「介護保険制度の改悪は許せない」という立場で、平良木議員が次の討論を行いました。

日本共産党議員団の平良木哲也です。議員団を代表して、一般会計と介護保険特別会計の補正予算について、反対の立場で討論を行います。